

# 4月から 西条市債権管理条例を施行

# 市議会 2月臨時会



2月臨時会が5日に開会され、一般会計補正予算案など、議案6件が議決されました。主な案件は次のとおりです。

西条市債権管理条例について  
市債権の管理について必要な事項を定めることで、債権管理の一層の

適正化を図り、市民負担の公平性および行財政の健全化を確保するため、条例を制定しようとするもの。

### 一般会計（第8回）

○補正額 326万円

○補正後の予算額 459億7204万円

補正額の事業は次のとおりです。

### 【庁舎等の整備】

○本館改修事業 326万円

平成28年4月1日から西条市債権管理条例を施行します。

この条例は、債権の取り扱いについて統一的な基準を定め、債権管理の一層の適正化を図り、市民負担の公平性および行財政の健全性を確保することを目的としています。

市の債権は市税や保険料をはじめ保育料、手数料、使用料、貸付金、返還金など多岐にわたります。いずれも市にとって貴重な財源であり、これらを徴収し、適正に管理することは必要不可欠です。

市の債権は、市民の皆さまからお預かりしている大切な財産であることに留意し、市ではこの条例に従って一層適切な債権管理に努めます。

### 【主な規定内容】

督促手数料・督促事務手数料の徴収  
督促状を発送した際の実費相当額

滞納処分、強制執行等の法的措置  
資力があるにも関わらず納付しない債務者に対しては、法令の規定による差し押さえなどの滞納処分、強制執行等を実施します。

### 徴収の緩和措置

無資力や災害など、やむを得ない事情によって納付困難となった場合は、法令に基づき徴収の停止や履行期間の延長を行います。

### 債権の放棄

明らかに回収の見込みが無い債権に限定し、債権放棄を行い、債権管理業務の効率化を図ります。

### 【問合せ】

市庁舎本館2階

納税課 債権管理対策係

TEL 0897-152-1518

## 平成27年度 開催報告

# 市政懇談会

～市長とキャッチボール～

市政懇談会は、平成27年5月22日から11月29日の間に市内28公民館で開催しました。延べ約1,700人の市民が参加し、地域の課題などについて、フリートーキング形式（自由討論）で活発な意見交換が行われました。

問合せ 市庁舎本館3階 広報広聴課 広聴係 TEL0897-52-1694

各総合支所総務課 総務調整係 ※電話番号は14ページ上段に掲載

▼平成27年度 意見交換のテーマ・件数

※意見交換の概要は、市ホームページに順次掲載しています。

主なテーマ	地区別件数				計
	西条	東予	丹原	小松	
道路整備（新設、拡幅、修繕、維持管理、街路灯など）	27件	12件	8件	7件	54件
河川・水路・護岸整備（拡幅、修繕、堆積土砂対策、排水対策など）	13件	9件	1件	1件	24件
ごみ問題、地下水、水道料金、墓など	15件	8件	5件	1件	29件
下水道施設整備状況、浄化槽維持管理費など	2件	1件	5件	0件	8件
消防・防災・防犯対策（消防、自主防災、避難所、防犯灯、空家対策など）	27件	15件	3件	3件	48件
信号機、横断歩道、標識設置など	5件	4件	1件	0件	10件
いきいきバス、バス停、新幹線整備など	3件	2件	2件	0件	7件
鳥獣被害対策、ほ場整備、農地利用、農産物加工、森林整備など	7件	5件	6件	1件	19件
保育、児童クラブ、医療、福祉対策など	7件	8件	11件	4件	30件
観光資源・施設利用、イベント開催など	6件	1件	3件	0件	10件
企業誘致、雇用対策など	4件	0件	0件	0件	4件
文化・歴史の顕彰、保護など	2件	1件	0件	3件	6件
小学校区、移動図書館など	2件	3件	1件	0件	6件
公共施設（公民館、公園、駅、港の整備など）	18件	14件	5件	2件	39件
自治会加入、集会所整備、地域活性化など	3件	3件	1件	0件	7件
その他（地域固有の案件など）	17件	7件	7件	2件	33件
合計	158件	93件	59件	24件	334件